掛川市条例第３４号

掛川市特定個人情報の特例を定める条例をここに公布する。

平成２７年１０月１日

掛川市長

（別紙）

掛川市特定個人情報の特例を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、市が保有する特定個人情報の適正な取扱い並びに開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止に関し、掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

(2) 保有特定個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(3) 情報提供等記録　番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

２　前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、個人情報保護条例において使用する用語の例による。

（取得の制限）

第３条　実施機関は、特定個人情報を取得するときは、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

２　実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、特定個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。

３　実施機関は、法令等に基づく場合を除き、思想、信条及び信教に関する特定個人情報を取得してはならない。

（利用の制限）

第４条　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、こ

の限りでない。

（提供の制限）

第５条　実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに対する保有特定個人情報の提供をしてはならない。

（個人情報保護条例の特例）

第６条　実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関しては、個人情報保護条例第５条、第８条第１項及び第２項並びに第26条の15第１項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第２項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第12条の２第２項、第22条第２項、第25条第２項及び第26条の７第２項	法定代理人	代理人
第13条第２号、第24条第２項及び第26条の６第２項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条の６第１項第１号	第５条第２項及び第３項の規定に違反して取得されたとき、又は第８条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	掛川市特定個人情報の特例を定める条例（平成27年掛川市条例第　号）第３条第２項及び第３項の規定に違反して取得されたとき、同条例第４条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第26条の６第１項第２号	第８条第１項及び第２項	番号法第19条

（情報提供等記録についての特例）

第７条　実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、個人情報保護条例

第５条、第８条、第８条の２、第３章第３節及び第26条の15第１項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第２項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第12条の２第２項、第22条第２項及び第25条第２項	法定代理人	代理人
第13条第２号及び第24条第２項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条の５	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び番号法第19条第７号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、番号法の施行の日（平成27年10月５日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第４条及び第６条の規定　番号法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成28年１月１日）

(2) 第７条の規定　番号法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日